株主総会における動議に関する提出権限の縮小

台湾・玄奘大学専任助理教授　黄　　瑞　宜

はじめに：

台湾における会社法は、2001年に大規模な改正が行われて以降、何度も修正作業が行われた。それは、企業が経済活動を行うにあたって、株主および債権者間の利害を調整するためであり、経済社会の急激な変革に迅速・的確に対応するためであった。

それゆえ、2014年１月10日に経済部が策定した「会社法部分条文の改正草案（以下では、改正草案と称する）」は第3380回の行政院議会において可決され、立法院に審議が送付された。今回の改正は、約40カ条あまりに及んでいる。

したがって、本報告の目的は、改正草案第172条と第177条ノ１を中心に検討したい。

Ⅰ　改正草案における臨時動議に関する規定と立法理由

今回台湾会社法の改正草案の中に、株主総会における臨時動議に関する規定がある。改正草案第172条第５項に以下の規定が追加されることになった。「資本の減少および公開会社を非公開会社に変更する場合には、株主総会の招集通知に記載すべきであり、臨時動議として提出してはならない」。

本条項における改正草案に関する立法理由は、次のように説明されている。すなわち、「会社は資本減少を行うこと自体が、そもそも株主の権益に深くかかわっているため、とりわけ、授権資本制度の下で、株式の残りの部分を引き受けることができるから、資本減少というよりも、むしろほぼ実収の資本額を減少させるだけであると言える。しかも、資本減少については、定款変更手続きによらないものである。したがって、株主の権益を保障するため、会社は株主総会において、資本減少を招集通知に記載すべきであり、臨時動議として提出してはならない。

また、公開会社が非公開会社として変更される場合には、株主の権益にも甚大な影響を及ぼすため、これを加えて、改正草案第172条５項に追加規定として修正を行うこととなった。

そもそも台湾の会社法は、会社がいったん証券主管機関に対して公開会社として手続きを行った後、公開会社として停止する（上場しない）場合に、どのような手続きを取るべきかについて、明文規定が設けられていない。このことは、公開会社が非公開会社として変更されると、会社の財務状況も非公開になってくるわけであり、投資家にとって、計り知れない影響が及ぶだろう。

そこで、台湾の会社法は、2011年６月29日に会社法第156条の第３項、４項において、「会社が公開会社を非公開会社に変更する場合、株主総会の特別決議を経なければならない」と明文規定が追加され、修正公布が行われた。

したがって、今回の法改正草案においては、株主の権益を保護するため、会社が公開会社を非公開会社に変更する場合に、総会において臨時動議として提出してはならないとしている。

また、それに引き続き、台湾の会社法は、今回の改正草案第177条ノ１の規定において、同条２項を５項に移し、第２項を新規規定として次のように定めている。「会社は株主総会を招集するとき、もし、書面投票又は電磁的方法によって議決権を行使する場合には、当該株主総会において招集事由に列挙し記載すべきであり、臨時動議として提出してはならない」としている（改正草案第177ノ１第２項）。

これに対して、現行法第177条ノ１第２項の規定では「株主が書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う場合には、総会への出席とみなす。ただし、当該総会の臨時動議および原案の修正については、棄権とみなす」としている。改正草案にはただ臨時動議という文言のみを切り離して、改正草案第177条ノ１第５項は次のように定めている。すなわち「株主が書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う場合は、総会への出席とみなす。ただし、当該総会の原案の修正については、棄権とみなす」としている。

言い換えれば､現行法では書面投票または電磁的方法による議決権の行使を行う株主に対して、総会で提出された臨時動議（議事進行上の動議）または原案の修正（修正動議）について、すべて棄権とみなすと取り扱われている。今回の会社法の改正草案が、議事進行上の臨時動議と原案の修正を別々の条文として規定するのは、株主に対して株主総会における臨時動議の権限を縮小させることである｡会社が事前に書面投票または電磁的方法による議決権の行使を採用したとき、総会において臨時動議として議案の提出を禁止することも、株主の権益を保護することにもなるからである。

本条における改正草案の立法理由によれば､「各国の現行法制にかんがみ、株主総会における議案の討論に関しては、殆どまれにしか臨時動議として提出されてはいない；また書面投票または電磁的方法による議決権の行使を行う株主が、自ら総会に出席しないのであれば、自己の意思をも総会決議にそのまま反映できない。そのため、総会において議案が臨時動議として可決されたとすれば、その効力は必ず書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う株主に影響を与えてしまうであろう。そこで、今回の改正草案が、このような株主を保護するため、総会における議案を招集事由に列挙すべきであり、臨時動議として提出してはならない」と説明している。

しかしながら、本条が立法院において審議が可決されたとすれば、株主総会の運営について、何らかの影響と変化が生じるのではないかと考える。そのため、本報告は比較法的な見地からさらに探究する。

Ⅱ　台湾法における書面投票制度および電子投票制度について

台湾の会社法は、コーポレート・ガバナンスを促進するため、株主が積極的に総会に出席し、議決権の行使を行うように、2005年６月に会社法第177条ノ１および２の条文の中で、議決権行使に関する二つの方法を追加規定として設けている。すなわち、書面投票および電磁的方法による議決権の行使である。こうした両方の議決権の行使ができる大前提は、必ず会社がそれを採行

することである。しかして、書面投票制度と電磁的方法制度を実施した当初は、会社がそれを採用する意欲が低かったため、会社法は2012年１月に会社法第177条ノ１第１項の但書きを強制規定として追加修正された。すなわち、「ただし、証券主管機関は会社の規模、株主の人数およびその他の状況に応じて、会社に対して電磁的方法による議決権の行使を採用すべきと命じることができる」としている。

本条但書きは強制的な規定として追加修正が行われた後、証券主管機関金融監督委員会は2012年２月20日に金管証字第1010005306号函令をもって、会社に対して「実収資本額ニュー台湾ドル100億元以上に達しており、かつ現に株主名簿が閉鎖後それまでの株主数が１万人以上を超えた公開会社が、株主総会を招集する際、議決権行使の方法を電磁的方法にすべきである；これらの条件に該当する会社は、本令を発布した日より総会において取締役または監察人の選任あるいは補選を行うとともに、当該総会において定款で次回の候補者が指名制度を採用することが修正された場合、次回の株主総会で議決権行使の方法を電磁的方法にし得る」ことを求めた。

したがって、本条但書きの規定に該当する公開会社は、必然的に電磁的方法による議決権の行使を採用するようになり、2013年の株主総会では約120社が採用している。しかして、前述したように、本条２項の規定が今回の改正草案にともない、株主総会で臨時動議の提出権限が縮小されるようになると、今後の株主総会において、株主の議決権行使は、ますます重視されるようになるであろう。

Ⅲ　日本法における書面投票制度と電子投票制度について

かつての日本の旧商法は、株主が代理人によって、議決権を行使することが認められていたが、書面による議決権行使（書面投票）を認めていなかった。これに対し、商法特例法、昭和56年の改正法により、株主数の多い大会社に書面投票制度を新設し（商特21条ノ３）、議決権を有する株主の数が1,000人以上の大会社は、これを採用しなければならないとした。すなわち、株主数の多い大会社について、すべての株主に対し議決権行使書面を送付させる方法で書面による議決権の行使を認めたのは、そのような大会社における株主の議決権の行使を容易にするとともに、株主の意思を確実に総会に反映させるためである（注：浜田道代編集・日本会社立法の歴史的展開《北沢正啓先生古稀祝賀論文集》（商事法務研究会・1999年）445頁；神田秀樹・会社法（弘文堂・2006年）152頁）。

これは、好評で、むしろそれ以外の会社が書面投票制度を採用できないことの方が問題とされるようになった。そこで、平成13年改正法は、いかなる株式会社であっても、取締役会の決議により、書面投票制度を任意に採用してよいことにした（旧商法239条ノ２）。（北沢正啓・会社法（第５版）（青林書院・1998年）309頁-310頁）。

また、平成17年の会社法の制定に際して、書面投票制度の採用が強制される会社は、「議決権を有する株主の数が1,000人以上」の株式会社であると改められ「大会社」であるという要件が外された（日本会社法298条２項）。また書面投票制度の任意採用を決めるのは、招集者であるとされた（酒巻俊雄・龍田節編集代表・逐条解説会社法〔機関・１〕第４巻（中央経済社・2013」

147頁～148頁）

また、書面投票制度が委任状勧誘制度と構造的に異なっているのは、議決権行使につき代理人を介さない点である。株主が議決権行使書面（いわゆる書面投票用紙）に必要な事項を記載して会社に提出すれば、それは直接に投票したものとして扱われる。株主総会に出席しなくてもその意思を総会決議に直接に反映させることができる（同前・148頁）。すなわち、書面投票制度を用いる場合は、書面によって行使した議決権の数は、株主総会の定足数の計算に組み入れる（本法同条２項）。

日本の会社法第298条１項２号、３号の規定では、株主総会に出席しない株主が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができると明文規定を設けている。

また、日本の会社法第311条は、書面による議決権の行使に関する規定が設けられている。すなわち、同条１項の規定では、「書面による議決権の行使は、議決行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う」としている。

日本における書面投票による議決権行使数に関する修正動議の扱いについて、学説は、①欠席と扱う。②原案賛成のものにつき反対とし、原案反対のものにつき棄権と扱う。③すべて棄権と扱うという三つの見解に分かれている。

書面投票をした株主は、修正動議が出された議案について、少なくとも原案につき意思を表明している。その意味で当該議題の信義に参加しているのであるから、欠席として扱う必要はない。欠席説によれば、わずかな出席者のみで、総会の意思が決定される不都合や、修正案に関しては定足数を欠くが、原案に関しては定足数が満たされているという混乱が生じかねない不都合もある。したがって、出席扱いが適切であろう。書面投票をした株主の修正案に対する見解は、何ら表明されていないのであるから、すべて棄権として扱うのが適切であると考える。ただし、②説によろうと③説によろうと、決議の成否に差異は生じない（注：〔浜田〕逐条解説会社法・150頁）。

これに対して、議事進行上の動議の扱いに関しては、書面投票をした株主を欠席と扱うべきことに異論がない。実際に議事進行上の動議に参加してないからである。これらの事項は、たとえわずかな出席者のみで決定されようとも、株主の権利そのものに影響が及ぶ事項ではないから、差し支えないとしている（注：同前）。

なお、実務においては、一部の大株主から別途、包括的な委任状をもらっておく方策が定着した。大株主がこのような包括委任状を自発的に会社に出す場合や、会社や役員以外の者が10人未満の者を対象にこれを勧誘する場合には問題がない。しかし、それ以外の勧誘は、委任状勧誘規制の適用を受ける点に、留意を要する（同前・151頁）。

日本の会社法は、電磁的方法による議決権の行使（日本会社法第312条）に関しては、書面投票と別個な条文規定として詳細に設けられている。本条は平成13年11月会社法の改正（旧商法第239条ノ３第５項から第７項の規定を受け継ぐ）により新設された。電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う（日本会社法第312条第１項）と規定しているが、株主の承諾がなくても取締役会決議で総会ごとに採用を決めることができる。その理由は、株主はつねに総会に出席する機会が保障されているからである。

（議決権を有する株主数1,000人以上の会社では書面投票の機会も保障される）。この点につき、書面投票制度を採用する会社も同様である（神田秀樹・会社法（弘文堂・2006年）153頁-154頁）。

また、会社がその判断で総会の当日に到着した電磁的議決権行使を受け付けることはさしつかえない。また、電磁的議決権行使をした株主も総会に出席することができ、その場合は電磁的議決権行使は効力を失う。なお、電子投票制度を採用する会社は、電子投票と書面投票の両方が到着したような場合には、別段の定めをしない限り、後に到着したほうが優先すると解すべきだという（一般に、電子投票または書面投票が複数到着したような場合にも同様と解される）（同前・154頁）。

Ⅳ　臨時動議の提出を全面的に禁止する問題点

すでに概観してきたように、今回の改正草案は、株主総会において、公開会社を非公開会社に変更する場合や、書面投票または電磁的方法による議決権の行使を行う株主に対して、臨時動議の提出を全面的に禁止することが、果たして妥当であるか、という点に疑義がある。

前述したように、改正草案第177ノ１第２項の規定では「会社は株主総会を招集するとき、もし、書面投票または電磁的方法によって議決権を行使する場合には、当該株主総会において招集事由に列挙し記載すべきであり、臨時動議として提出してはならない」としている。

これに対して、現行法第177条ノ１第２項の規定では「株主が書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う場合には、総会への出席とみなされる。ただし、当該総会の臨時動議および原案の修正につき、棄権とみなす」としている。結果的に改正草案と現行法は書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う株主に対して、原案の修正を棄権するとみなしている（改正草案第177条ノ１第５項）。

しかして、問題は、総会で議事の進行中に、原案と関わる議案の修正が提出されたとき、それをいったい臨時動議とみなすか、それとも原案の修正案と考えるか、判断し難くなる。しかもその決議の法律効果は、今回の改正草案第177条ノ１第２項の規定によって異なることになる。

もし、総会の議事進行中において、原案と関わる議案の修正が提出された場合には、それを臨時動議として認めたのであれば、台湾会社法第189条の規定に違反するため、決議には瑕疵があることで、裁判所に対して当該決議を取消すことができる。

これに対して、総会の議事進行中において、原案と関わる議案の修正が提出された場合に、それを原案の修正案として認めたのであれば、今回の改正草案が立法院の審議で可決されれば、なお有効な決議となるはずである。そのため、書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う株主の権益にとっては、測り知れないほどの影響があるだろう。

この点につき、台湾の実務と学者との間で見解が食い違う。たとえば、定款の変更議案につき、本来公告された改正の内容が、あとになって株主総会において可決された改正の内容と全く関係がない場合には、これは臨時動議であるのか、それとも原案の修正案であるのか、議論が錯綜している。最高法院によれば、「議案に関する具体的な内容が詳細に記されなくとも、定款変更という文言を招集事由に列挙し記載しさえすればよい。また株主が「定款変更」議案の内容に対し

て、修正案として提出したときでも、これを臨時動議とはいわない（民国98（2009）年台上字第923号）」としている。この判決につき、批判を示す学者がいる（劉連煜・現代公司法（新学林・2011年）321頁-322頁）。

これに対して「株主総会の決議を経るべき議案に対して、前もって列挙し、公告をしなければならない。ただし、総会の当日に『再び株主総会の招集』という臨時動議または『議題がすでに公告された提案事項』に対して、公告する必要がない」というドイツの株式法第124条第２項の規定が参考に値すると主張する学者もいる。

そのため、学者は、今回の改正草案が、臨時動議の提出を全面的に禁止することが、妥当ではなく、ドイツの株式法の規定のように、少なくとも招集事由に列挙された議案とそれに関わる臨時動議の提出が認められるようにすべきであると主張している。

ところが、もし、今回の改正草案が立法院で可決されれば、総会において臨時動議を提出し、それを決議したときの法律違反の効果は、いったい招集手続き（台湾会社法第189条の規定により決議取消）が法律に違反するのか、それとも決議の方法が法律に違反するのであろうか。学者は、代表取締役により招集した総会において、臨時動議を提出した場合、招集手続きが法令違反とされるという。もしも、株主総会において、株主により臨時動議が提出された場合には、決議方法の法令違反となるとしている。

そもそも書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う場合には、株主総会に出席するとみなす。これによって行使した議決権の数は、株主総会の定足数の計算に組み入れる（会社法第180条第２項）。しかし、実際に総会に出席せず、臨時動議にも出席せず、議決権も行使していない株主が、果たして総会に対して招集手続きまたは決議の方法が法令違反として決議を取り消すと主張することができるのであろうか？実務（民国73（1984）年台上字第595判例）によれば、民法第56条１項但書きの規定に適用があるとしている。すなわち、民法第56条１項但書きには、「ただし、出席した社員は招集手続きまたは決議の方法に対して、その場で異議を申し立てない場合は、この限りではない」と規定せれている。

ただし、注意すべきは、書面投票または電磁的方法による議決権行使を行う株主が実際に総会に出席せず、臨時動議にも実際に出席せず、議決権も行使していないため、出席しなかった株主と同じように、その場で異議を申し立てることが不可能である故、民法第56条１項但書きは適用しない。

Ⅴ　結語

今回の改正草案は、すべて総会で決議すべき議案を招集事由に記載しなければならないという株主総会においての臨時動議の提出権限を縮小することは、あたかも書面投票制度と電子投票制度による議決権を行使する株主や、総会に出席しない株主を保護するかのように見えるが、総会において臨時動議を提出することができないことそのものが、今後の株主総会の運営および株主の事前の提案権権益に影響が及ぶことになる。

参考文献：
1）http://www.ey.gov.tw/News_Content.aspx?n=4F2A6F26A44C68AC&sms=FF87AB3AC4507DE3&s=9B87EF2257D7CC94（行政院第3380次院会決議）
2）王文宇・公司法論（元照出版社・2003年）
3）柯芳枝・公司法論（三民書局・2004年）
4）民国98（2009）年度台上字第923号民事判決
5）劉連煜・現代公司法（新学林・2011年）
6）酒巻俊雄・龍田節編集代表・逐条解説会社法〔機関・1〕第4巻（中央経済社・2008年）
7）北沢正啓・会社法〈第5版〉（青林書院・1998年）
8）浜田道代編集・日本会社立法の歴史的展開（北沢正啓先生古稀祝賀論文集・商事法務研究会・1999年）
9）神田秀樹・会社法（弘文堂・2006年）